

目黒区保健医療福祉計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメント実施状況

(1) 実施期間 平成26年12月5日から平成27年1月13日まで

(2) 周知方法

ア めぐる区報掲載(12月5日号)、目黒区ホームページ掲載(12月5日)

イ 素案閲覧場所

目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・2階健康福祉計画課、各地区サービス事務所(東部地区を除く)、各住区センター、各区立図書館、各社会教育館、各老人いこいの家、各地域包括支援センター(東部包括を除く) ほか

ウ 素案説明会

1回目:12月17日(水)18時から 目黒区総合庁舎大会議室 <参加者28名>

2回目:12月20日(土)10時から 目黒区総合庁舎大会議室 <参加者24名>

2 意見提出状況

提出者	個人	団体(事業者含む)	議会会派	合計
	6	11	1	18

3 意見に対する対応区分ごとの件数

対応区分	内 容	件 数
1	ご意見の趣旨に沿い、計画改定に反映します。	2件
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	8件
3	計画改定には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	20件
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	15件
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	3件
6	その他	3件
合 計		51件

#### 4 意見の内容と検討結果 区民意見

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
<b>計画「全般」について</b>					
1	議会	啓蒙に終始する講演会は整理縮小し、いずれも実効的な政策へ移行させてほしい。	健康福祉計画課	3	支援を必要とする人への理解を深め、福祉のまちづくりを推進するためには、啓発・啓蒙活動は不可欠であると考えています。地域福祉審議会においても、様々な施策において啓発・啓蒙の必要性について意見が出ています。 また一方で、限られた財源の中で効果的に施策を進めていくために、真に必要な事業を見極め実施していきたいと考えています。
2	個人	今回の計画改定を機に、障害の「害」の字を平仮名に改めてはどうか。	障害福祉課	4	障害者の表記については、平成21年に内閣府に設置された障がい者制度改革推進本部における検討項目のひとつでしたが、結論に至らないまま組織が廃止されました。 また、平成22年10月に実施した目黒区障害者計画のためのアンケートにおいて、表記に関する調査を行ったところ、「障害者がよい」と回答した人が42.2%、「障がい者がよい」が11.3%、「障害者がよい」が2.3%という結果でした。このような状況の中、区では、主に法令と同じく「障害者」と表記していますが、この表記に固執することなく、社会情勢の変化や関係団体等の要望も踏まえ、分かりやすい表記に努めたいと考えています。
<b>「基本理念」について</b>					
3	団体	「個人の尊厳と人間性を尊重」し、「だれもが住み慣れた地域で、自立して安心して暮らしていくことができる」ことは、憲法第13条の幸福追求権、同第25条の生存権に基づく区民の権利であり、これを保障するために社会福祉法第6条で福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務が定められています。こうした「区民の権利」を区として保障していくという視点を強調していただきたい。	健康福祉計画課	2	本計画は社会福祉法に定める地域福祉計画の位置づけがあり、「個人の尊厳と人間性の尊重」を基本理念の基盤として、区が実施する保健医療福祉施策を総合的に定めています。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
「地域包括ケアの推進」「地域における支え合いの仕組みづくり」について					
4	団体	現在、地域包括支援センターは地区ごとに1か所、区内5か所を民間法人により運営されていますが、障害をもつ人や高齢者にとって「遠くて、不便」が実情です。地域に密着し、より利便性を高める観点から地域包括支援センターの増設を要望します。	地域ケア推進課	5	<p>このたびの保健医療福祉計画改定及び第6期介護保険事業計画策定においては、地域包括支援センターの設置箇所数は現状を維持し、1か所あたりの人的スケールメリットを効果的に活かし、従来からの保健福祉の総合相談支援業務を継続しつつアウトリーチ機能等を強化していくこととしています。</p> <p>1センターあたりの平均職員数は、平成25年度全国平均で5.8人ですが、人口密度が高くセンター箇所数が少ない目黒区では13.2人です。この人的スケールメリットは保健福祉の総合相談支援業務、緊急対応、人材育成などに活かすことができ、センター運営の安定性や専門性の発揮につながっています。</p> <p>地域包括支援センターへの遠近にかかわらず、直接来所できないかたへの訪問相談については、今後とも人的スケールメリットを活かして柔軟に行ってまいります。</p>
5	団体	地域包括ケアの拠点として地域包括支援センターを位置づけ、機能を強化し支援を必要とするすべての人を支援していくことは賛成ですが、現在区民の間ではそのような認識はありません。くらしのガイドを見ると、相談の中で地域包括支援センターは、保健福祉と高齢者の窓口としてのみ掲載されています。認知度を向上させるためには、支援を必要とする人すべてが相談できることがわかるように工夫する必要があります。	地域ケア推進課	2	<p>地域包括支援センターの保健福祉の総合相談支援機能は、保健福祉に関して相談したいかたが対象であり、高齢者に限定したものではありません。</p> <p>今後、この保健福祉の総合相談支援機能を強化しますとともに、認知度を向上させるための工夫をしてまいります。</p>
6	団体	地域包括支援センターの認知度が上がった際に、現在のセンターに対応するだけの力量があるでしょうか。既存の制度では救えない人々へのアウトリーチを行い、支援していくためには、地域連携コーディネーターの増配置だけでなく、地域包括支援センター自らが地域包括ケアの拠点であることを自覚するとともに、職員の力量を向上させることが必要です。研修の充実、関係機関との連携強化の具体的内容が問われます。	地域ケア推進課	4	<p>地域包括支援センターの機能強化のための施策のうち、「職員研修の充実」、「関係機関との連携強化」、「認知度向上と利用促進」の3つを地域包括支援センターの運営の充実策としています。</p> <p>これらの施策の具体化は、今後検討していきます。</p>

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
7	団体	地域ケア会議については、地区により開催頻度にはばらつきがあるようですが、地域包括支援センター主催に限らず、区が主導して開催する必要もあるのではないのでしょうか。	地域ケア推進課	4	<p>現在、地域ケア会議のうち、個別支援レベルと地区レベルの地域ケア会議は各地域包括支援センターが主催して実施しております。そのうち、地区レベルの地域ケア会議の開催頻度等は、地区によって違いがありますので、その充実を計画事業としています。</p> <p>全区レベルの地域ケア会議は区が主催することになりますが、地区レベルの地域ケア会議は、基本的に各地域包括支援センターが主催するものです。</p> <p>今後は、個別支援レベルから地区レベル、地区レベルから全区レベルへと地域課題や解決策を持ち上げていくような、地域ケア会議の実施方法の標準化などを検討していきます。</p>
8	団体	区各所管の横断的連携・協力を謳っていますが、現在具体的なシステムはありません。関連窓口の職員が地域包括ケアを意識して仕事を進められるようなシステムの構築が必要です。	地域ケア推進課	4	<p>高齢福祉課・介護保険課・地域ケア推進課と地域包括ケアシステムの拠点としての地域包括支援センターとの間には、日常業務のための連携システムがすでに構築されています。</p> <p>その他、個別支援の際や、高齢者見守りネットワークにおいては、区関係課、関係機関、関係団体、事業者との連携・協力を行うための会議体などのしくみができています。</p> <p>今後は、個別支援レベルから地区レベル、地区レベルから全区レベルへと地域課題や解決策を持ち上げていくような、地域ケア会議の実施方法の標準化などを検討していきます。</p>
9	団体	地域包括支援センターと社会福祉協議会の連携強化について記載していますが、具体的にどのように役割分担して連携していくか明示する必要があります。	地域ケア推進課 健康福祉計画課	3	<p>「地域における支え合いのコーディネート機能の充実」のための施策のひとつとして、「コミュニティソーシャルワーク機能の充実」を掲げ、地域包括支援センターと社会福祉協議会が役割分担しながら連携するとしています。</p> <p>既存の各制度では救えない人を見つけ出して、区民やボランティアの力を得ながら必要な支援を行うことが必要であり、こうした取り組みを検討し試行実施していく考えです。</p>

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
10	団体	厚生労働省は、昨年7月にすべての社会福祉法人に「地域における公益的な活動」を法律で義務付けました。今回の計画でも、区内の社会福祉法人の地域貢献活動についても具体的な内容を盛り込むべきです。	健康福祉計画課	4	社会福祉法人に義務付けられる地域公益活動については、現在、国の社会保障審議会(福祉部会)において、制度化に向けた検討が行われているところであり、当該活動の定義や範囲、制度の枠組みは今後示されるものと思われます。こうした動きを踏まえながら具体策を検討していきます。
「多様な社会参加・地域交流の促進」について					
11	団体	「いきいきサポーター」があることで、有償ボランティアと無償ボランティアの線引きが分からなくなってしまう。今、ミニデイサロンのボランティアは人手不足に陥っているのに、サポーターが有償となると無償ボランティアが集まらず、ますますその確保が難しくなってしまう。ボランティアの確保について、区で考えてほしい。	高齢福祉課 健康福祉計画課	3	「めぐろいきいきシニアサポート事業」については、高齢者の健康増進、閉じこもり防止や介護予防につなげることを目的として導入したものです。一般の無償ボランティアとの関係について課題もありますが、高齢者の社会参加や地域貢献をより促進するためにポイント付与を行ったところ。また、地域福祉の推進には区民やボランティアの福祉活動が欠かせないものとなりますので、その確保や育成に関しては社会福祉協議会のボランティア・区民活動センターの活動を支援し充実を図っていく考えです。
12	団体	私が働いている特養には、従来より活動しているボランティア団体と「いきいきサポーター」が来ています。現在、特養の入所者はほとんどが要介護4以上で、さらに投薬管理や喀痰の吸引など専門職でなければできない仕事ばかりです。いきいきサポーターには、やむを得ずデイサービスで活動していただいておりますが、施設にはボランティアコーディネーターがいないので、誰が面倒を見たり何かあった時に誰が責任を取るのか心配しています。改定内容では、シニアいきいきポイント事業の場所や内容を拡充するとありますが、早急に他の施設での成功事例等を水平展開していただかないと、受け入れ側は混乱してしまうと思います。	高齢福祉課	3	貴所の既存ボランティアと「いきいきサポーター」が共存する中で、「めぐろシニアいきいきサポーター事業」にご協力いただきありがとうございます。「めぐろシニアいきいきサポーター事業」は26年度に試行的に開始した事業で、この試行で問題点や課題が見えてまいります。こうした状況を踏まえ、問題・課題を整理しながら27年度に予定している本事業の充実、活動場所の拡大を進めていきたいと考えており、全体像がまとまり次第、各施設に情報提供してまいります。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
13	個人	私は、高齢者が外に出る運動を積極的に展開する活動に参加しています。地域の交流を深める目的で住区センターを借りて食事会などを行ってきました。高齢者が大いに活動することが介護予防になるという認識を行政の内部でも共有し、気概を持って区民の福祉向上のために施策を進めてほしい。	高齢福祉課	3	<p>元気な高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく生活していくには、自らが社会参加する意欲を持って活動することによって、自身の生きがいがづくりや健康増進、介護予防につながっていくことができると考えています。</p> <p>また、平成28年度から区独自の生活支援サービスを実施する予定ですが、元気な高齢者をはじめ、地域活動団体・高齢者事業に取り組んでいる団体・NPO法人が、他の支援を必要とする人などの生活支援の担い手として活動することで、自身の達成感や充実感を得ることができるとともに、区民同士の支えあいの仕組みづくりも構築できると考えています。</p>
14	団体	老人いこいの家については、正規職員の退職不補充により、非常勤職員の勤務が過半数となり、一部の運営は住区住民会議、シルバー人材センターに委託されています。地域の高齢者の生きがいがづくりや健康づくりの拠点として充実していくためには、職員体制や人材育成が大事ですが、この点について具体的記述がありません。	高齢福祉課	3	老人いこいの家の職員体制及び人材育成につきましては、全体の事務連絡会等で、運営管理に必要な情報の共有化や事前研修を行うなど体制の整備・推進に努め、地域の高齢者の生きがいがづくりや健康づくりの拠点として充実していきます。
15	議会	老人いこいの家事業は、小規模多機能型居宅介護事業を行うなど改変してほしい。また、老人いこいの家施設は、介護予防事業・地域支援事業の場として活用し、多世代交流ができるよう複合施設化も目指してほしい。	高齢福祉課	4	老人いこいの家は、地域住民が集う場であり、地域の子どもたちとの交流を図る場でもあります。また、地域の老人クラブの活動拠点となる場所です。さらに元気な高齢者の社会参加を促す目的で、健康増進事業の展開などで、施設を地域に開放しています。小規模多機能型居宅介護事業や多世代交流ができるよう複合施設化などの施設の在り方につきましては、区有施設見直し方針を踏まえて、施設の見直しを含めた検討が必要と考えています。
16	議会	高齢者センターにおける指定管理者による趣味的な講座事業は見直すか廃止し、機能訓練事業の充実や通所リハビリ事業などを行ってほしい。	高齢福祉課	3	高齢者センターで開催する講習会については、朗読ボランティア養成講座を開設するなど高齢者の生きがいを充実させるため、事業の見直しを行っているところです。また、介護予防事業についても各種体操事業を充実させていきます。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
「権利擁護の推進」について					
17	個人	認知症や障害者をもつ人へ成年後見制度の啓蒙を丁寧に行ってほしい。	健康福祉計画課 障害福祉課	2	計画に記載しているとおおり、広く区民の方へ普及啓発を進めていきます。
18	団体	成年後見制度で社会貢献型後見人の養成は必要ですが、むしろ、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が後見人として受任できるように増やしていくための仕組みを考えるべきです。また、社会福祉協議会が法人後見の受任を増やしていくようにしていただきたい。	健康福祉計画課	3	専門家の成年後見受任については、成年後見制度推進機関である社会福祉協議会において、相談ごとの状況に応じて専門家の成年後見等受任候補者を紹介しています。 また、社会福祉協議会において、今後積極的に法人としての受任を増やすことができるよう体制づくりを支援していきます。
19	個人	「成年後見センターの設置」について、準備委員会の発足、この1、2年を目途に設置に向けてのご検討を提案します。現状では、成年後見制度推進機関は社会福祉協議会の権利擁護センターが担っていますが、認知症についての関連部署が多岐に渡っており、また予算運営上でも社会福祉協議会独自の取り組みは難しいため、結果として責任体制があいまいとなっているように見受けられます。縦割りの弊害、そして社会福祉協議会は多額の税金投入先でもあり、運営責任は区にあると思います。	健康福祉計画課	3	区における成年後見制度推進機関は、目黒区社会福祉協議会が担っており、成年後見制度を含んだ権利擁護事業について、すでに権利擁護センター「めぐろ」を設立して中心的に活動中です。これらの事業に対して区では補助を行う他、生活保護受給者等に対する報酬助成等を行う等、連携しながら成年後見制度を推進しています。 今後も、補助事業として区の責務を十分に理解し、適切な役割分担により責務を果たしていきます。
20	個人	現在、目黒区において30人程の方が社会貢献型後見人の研修を受けていますが、今後、これらの人がどのように貢献していくのかについて、区の大きな取り組み方針が必要ではないでしょうか。	健康福祉計画課	2	成年後見制度推進機関である社会福祉協議会は、成年後見に係る各種利用支援事業を実施しているほか、身体障害者等福祉サービス利用援助事業や日常生活自立支援事業を実施しています。 社会貢献型後見人に登録された方々には、後見人に就任していただくことに加え、社会福祉協議会が受任する法人後見のサポートやこれらの事業のサポート役としてご活躍いただきたいと考えています。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
21	個人	<p>目黒区が募集・要請する社会貢献型後見人の今後の具体的な道筋を示していただきたい。現在の社会貢献型後見人を区にどう生かしていくのかについて真剣な議論が求められていると感じています。</p> <p>そして後見人自身が、どのような思いでいるかなど、アンケート調査も踏まえた現状の確認をお願いしたい。専門後見人との協議会「めぐろ成年後見ネットワーク」、市民後見人グループとの協議等、討議できる場があることを切望しています。</p>	健康福祉計画課	3	<p>区では成年後見制度推進機関である社会福祉協議会における社会貢献型後見人の養成を支援しており、本計画においても計画的な増員を図ることとしています。社会福祉協議会において今後は登録者を随時後見人に推薦する他、法人後見のサポートへの活用など人材を有効活用していく考えです。成年後見ネットワークとの協議等の要望は社会福祉協議会へ伝えます。</p>
<b>「災害時における要配慮者への支援」について</b>					
22	団体	<p>災害対策について。区内の幹線道路の周辺にある倒壊の恐れがある建物に対して、速やかに災害対策の対応をしてほしい。災害が起きたとき、物資や病人を運ぶため通行できるように施策を進めていただきたい。</p>	健康福祉計画課 防災課	4	<p>災害に強いまちづくりのためには、ハード面とソフト面、双方の対策が必要になります。そこで、ハード面では要配慮者の方の視点を取り入れ、誰にとっても安全・安心なまちづくりを目指し各種対策を講じているところです。</p> <p>いただきましたご意見を参考に、引き続き防災対策を充実していきたいと考えます。</p>
<b>「高齢者の自立した生活への支援」について</b>					
23	団体	<p>47ページ計画事業②「認知症ケアパスの作成・普及」計画にある「認知症ケアパス」は早期の認知症にも有効な内容となっていますが、区内の5大病院と医師会が既に使っている「認知症連携パス」と統一性を図ればもっと普及するのではないのでしょうか。</p>	地域ケア推進課	1	<p>「認知症ケアパス」は、認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等が、あらかじめ、認知症の人と家族に提示されるものです。</p> <p>一方、かかりつけ医から区内5大病院の認知症専門外来へ、迅速な紹介、的確な診断から治療への移行を実現するため、区医師会は既に「認知症連携パス」を使用し、医療連携を実現しています。</p> <p>このように別々の機能を持っていますが、今後区が「認知症ケアパス」を作成し普及を図る上では、区医師会の「認知症連携パス」についても、その中で紹介し連携した活用を図っていきます。</p>



番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
24	議会	一般福祉事業における健康福祉事業と、介護保険事業における介護予防事業・地域支援事業任意事業において、重複する事業は廃止し緊急性のない事業は見直してほしい。	介護保険課 地域ケア推進課 健康推進課	3	生活習慣病予防・健康づくりに関する事業と介護予防事業は密接に関連しています。 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に向けて、地域支援事業及び一般福祉事業の見直しを進め、地域の実情に沿った効果的な事業の実施に努めます。
25	個人	特養について、杉並区は南伊豆町と連携して区域外整備すると聞きました。目黒区は土地が高く施設建設が困難なようですが、杉並区のように地方と連携することは考えていますか。	高齢福祉課 介護保険課	4	現在、特別養護老人ホームは目黒区内に6か所、区外(都内)の特約施設として15か所の受付を行っています。 しかし、申込者の約8割は区内の施設を希望されていること、区外の施設は急変時の対応が難しいことなどからも、区内での特別養護老人ホーム整備が急務であると考えています。区外への整備につきましては、今後の研究課題であると考えています。
26	団体	特別養護老人ホームの2か所開設計画は大変喜ばしいことです。引き続き「待機者ゼロ」を目指し、公有地を活用するなど増設の計画推進を要望します。	介護保険課 高齢福祉課	2	特養の整備にあたっては、少なくとも2,000㎡程度の用地を確保する必要がありますが、地価の高い本区では、事業者が新たにこれらの土地を確保することが困難であり、特養の整備が進まない要因の一つとなっています。 また、区有地、都有地、国有地等の公有地の活用は特養整備の用地確保に有効な手段であると考え、関係所管と積極的に検討していきます。
27	団体	青葉台1丁目JR跡地は売却せず、特別養護老人ホームや高齢者住宅を建設することを要望します。	介護保険課 高齢福祉課 政策企画課	5	東京都との共同開発である上目黒一丁目プロジェクトによるJR宿舎跡地の売却は、安定した財政基盤を確立するために欠かせない取り組みの一つです。本プロジェクトは、都区の基本協定や事業実施方針においてまちづくりの誘導目標を定めており、特別養護老人ホームは想定していません。また、高齢者福祉住宅は別の場所で確保してまいりました。 なお、特別養護老人ホーム等の整備支援については実施計画等に掲げ予算を配分しています。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
28	議会	区内特別養護老人ホームにおける入所者定員拡大のための増床改築・整備のための施設整備経費を区として補助してほしい。	介護保険課 高齢福祉課	4	区では、民有地等による新規の特別養護老人ホームを整備するに当たり、平成28年度から整備費の補助を行う予定です。 増床改築の補助については、今後の検討課題とさせていただきます。なお、東京都では、特別養護老人ホームの整備に当たり整備費の補助を行っています。
29	議会	特別養護老人ホーム建設は、単独施設ではなく、認可保育園併設など子ども施設と併設するなど合築・複合施設化を行ってほしい。	介護保険課 高齢福祉課	3	特別養護老人ホームの整備に当たっては、平成26年3月に策定した区有施設見直し方針を踏まえて、関係所管と連携しながら、整備を進めていきます。
30	議会	区内有料老人ホームの利用状況把握を行ってほしい。区内外の有料ホーム利用区民が増加していますが、選択の前や入居中に想定されるトラブルについて(被害に遭う前に)、区からの的確な情報提供を行ってほしい。苦情相談や、相談機関との仲介機能を強化してほしい。	介護保険課 高齢福祉課	3	有料老人ホームの入居に関するトラブルを未然に防ぐため、相談窓口等で、有料老人ホームの選び方のパンフレットを配布する等、周知に努めます。また、入居者の苦情相談についても東京都や国民健康保険団体連合会と連携して、相談機能の強化を図ります。
「障害者の自立した生活への支援」について					
31	団体	児童発達支援センター機能の中で個別療育を行ってほしい。	障害福祉課	5	就学後の児童に対する療育については、児童福祉法が改正され、放課後や長期休業中に生活能力向上のための訓練等を実施する放課後等デイサービスが創設されました。区では、放課後等デイサービスを運営する法人の支援を計画事業として掲げ、就学後の児童の療育体制の整備を図ってまいります。 なお、児童発達支援センターでは、就学後の障害をもつ児童や家族からの相談に基づき適切な療育機関に繋げ、必要な療育が受けられるよう取り組んでまいります。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
32	団体	障害者の就労について。障害者の法定雇用率が1.8%から2%に引き上げられ、対象の事業所も従業員50人以上に変更されました。実際に就労している人も増えていますが、受け入れ側の問題として、障害者の就労の窓口となる企業の担当者が、利益を求める企業方針と障害者の間で悩み辞めてしまうケースがあると聞きました。このような実情を踏まえ、障害者が就労した後の支援について就労支援センターに対応していただくとともに、区としても国に対する要望を出すなど動いてほしい。	障害福祉課	2	<p>障害者就労について、利益を追求する会社の方針と障害者の支援との間で企業の担当者が板ばさみとなる実態があることは認識しています。上層部を含めて事業所全体で障害特性や障害者雇用に関する理解を深めてもらう必要があることから、企業に対する普及・啓発を含めて、就労支援事業の充実を計画に盛り込み、障害者就労支援センターとともに取り組んでまいります。</p> <p>また、ハローワークとも定期的に意見交換を行い、障害者雇用の状況について情報共有を図るなど連携を深めてまいります。</p>
33	団体	身体障害者用グループホームの増設を進める場合、民間企業が土地や施設を見つけるような進め方ばかりですが、区が積極的に後押ししないと実現は難しいのではないのでしょうか。	障害福祉課	2	<p>区内のグループホームの整備が進んでいないことは認識していますが、実際に土地を確保し、グループホームを整備している事例もあることから、身体障害を含めた障害者グループホームの整備について計画事業に位置づけ、取り組んでいます。</p> <p>施設整備にふさわしい区有地等が出ましたら、障害者グループホームとしての活用や民間事業者への貸与について検討するほか、グループホームを運営する事業者に対し、運営費の一部補助を行うなど、区内の障害者グループホームの増設に向けて取り組んでまいります。</p>
<b>「生活困窮・要支援者に対するセーフティネットの充実」について</b>					
34	団体	相談者は生活保護と自立支援のどちらに該当するのかわからないで窓口に来ます。生活保護に該当する場合は、速やかに生活保護の申請を勧め、保護に該当しない場合に自立相談支援事業の利用を勧めるというように、両者の関係を明記すべきです。	生活福祉課	3	<p>生活保護相談窓口と平成27年度に設置する生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口は異なりますが、緊密な連携を図り、相談者の意向を踏まえながらより適切な支援につながるよう努めます。また、窓口開設にあたっては、区のホームページや区報でお知らせするとともに、パンフレット等を作成し、新たな窓口や各事業の周知に努めます。</p>

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
35	団体	ライフライン事業者の窓口情報の活用も大切ですが、住民税、健康保険料(特に後期高齢者)、介護保険料、保育料等の滞納世帯の情報を把握し、適切に対応することも必要です。そういった点から、それぞれの窓口で生活困窮者等要支援者の利用できる制度の案内ができるように、区の福祉施策についての知識をある程度備える必要があります。	生活福祉課	3	潜在化している生活困窮者・要支援者の様々な情報は、個人情報保護の観点からも適時適切に取り扱う必要があります。国民健康保険料や住民税などの納付相談窓口では、必要に応じ自立相談支援事業の活用について周知できるよう、関係所管と連携を図っていきます。
36	団体	生活保護の捕捉率が約3割であること、自立支援相談が新事業であることから、窓口を認知してもらうことが必要です。そのための方策を具体的に記載していただきたい。	生活福祉課	3	自立相談支援事業をはじめ、同法に関わる事業内容は、めぐろ区報やホームページでお知らせするとともに、パンフレット等を作成し、新たな窓口や各事業の周知に努めます。
37	団体	生活困窮者は、不安定な就労状態のものが多く、失職、家賃滞納等により容易に住居を失ってしまいます。住居がなければ、自立は困難になります。生活困窮者自立支援法の住居確保給付金では不十分であり、いわゆるワーキングプア層に対する住居の確保、家賃の補助が必要です。	生活福祉課	6	自立生活の安定のためには住居は欠かせません。失職されても住居を失うことのないよう、住居確保給付金の活用をはじめ早期就労に向けた職業紹介、就労準備に向けた支援、生活保護制度のご案内など、課題に応じた支援策を相談者と共に考えていきます。
38	団体	ケースワーカーの不足は深刻で、需要を満たしていません。住民からの相談に対しては、内容を十分に把握し相談者が納得のいく方策を示していただきたいので、ケースワーカーの増員を要望します。	生活福祉課	3	ケースワーカーについては必要に応じた配置に努めているほか、専門性の高い非常勤職員を配置し、ケースワーカーと連携して一層きめ細かい対応を行っています。また、平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口を設置しますので、これまでの生活保護相談等の窓口と綿密な連携を図り、より適切な支援に努めます。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
「サービスの質の向上」について					
39	団体	多職種連携研修会に施設職員がもっと参加できるよう、経営者に圧力をかけることはできないでしょうか。「法人ごとに参加者数を公表する」や「地域住民への勉強会を開催する」など工夫してほしい。	介護保険課 高齢福祉課 地域ケア推進課	3	介護サービスの質の向上には、他職種連携は必要不可欠と考えます。管理者及び経営者に対して、職員が研修に参加しやすい体制作りへの協力を働きかけ、施設職員はもとより多くの方の研修参加を促していきます。 研修の実施方法についても介護事業者連絡会と連携し、施設の職員が参加しやすい形を検討し支援していきます。 また、一般区民向けの出前講座を実施していますので、ご希望があれば各包括支援センターにご連絡ください。
40	団体	新設予定の特別養護老人ホーム2か所の職員確保策を検討してほしい。隣接他区に職員を取られてしまうのではないのでしょうか。	介護保険課 高齢福祉課	4	新たに特別養護老人ホームを整備する場合は、区で整備・運営事業者の選定を行います。事業者選定に当たっては、人材確保策についても評価の対象にするなど、区としても質の高い人材確保策を検討していく必要があると考えております。
41	団体	介護職の人材不足について区の対策をしてほしい。介護事業者への補助金増額など、介護職が安定して働けるようにしていただきたい。障害者が地域で暮らし続けるために必要なヘルパーが支援を受けられるよう、質の面でもより良いサービスが受けられるよう、人的にも充実させていくことを計画に盛り込んでほしい。	介護保険課 障害福祉課	4	介護人材は地域包括ケアシステムの構築に不可欠の社会基盤であり、その安定的な確保・育成・定着は重要課題のひとつと認識しています。従事者の人材確保と質の向上のため、安定的に仕事を継続できる働きやすい環境や、キャリアアップや待遇アップなど働く環境を充実することが必要だと考えます。 この問題は区のみならず全国的な課題であるため、特別区長会を通じ、慢性的な介護人材不足を解消するとともに、質の高い人材の確保・育成及び人材の定着に向け、総合的な対策の実施及び財政支援について国に要望しています。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
42	団体	1月5日付の朝日新聞で、都内の特別養護老人ホームの半数近くで、職員が定数に満たないことが報じられました。施設職員、ヘルパー等の定着率が低いのは、労働条件の劣悪さ、中でも低賃金が原因です。介護職の賃金は全産業の平均より9万円低く、サービス残業も多く、休暇も取りにくいとの調査結果があります。この点の改善に触れず、研修の充実等だけでは、抜本的な施策とはなりません。区独自の介護・福祉従事者の確保策を検討すべきです。	介護保険課	4	介護従事者の労働環境や賃金については、職務内容や勤続年数、平均年齢等の違いなどにより、他の産業と単純に比較はできませんが、比較的安く厳しい状況にあるものと承知しております。さらに、高齢者介護サービス分野における近年の労働力不足を考えると、介護報酬や処遇の改善策は、介護人材の確保のために有効な施策の一つであると考えます。 今後、介護事業者連絡会との連携を図りながら、区としての介護人材の確保・定着策を検討してまいります。
43	議会	介護・福祉従事者の確保・育成の項目に、定着のための方策を入れるべきです。また、賃金や労働条件改善のための事業者側の取り組みを促すよう、区は奨励策を進めてほしい。	介護保険課 障害福祉課	4	介護従事者の労働環境や賃金については、職務内容や勤続年数、平均年齢等の違いなどにより、他の産業と単純に比較はできませんが、比較的安く厳しい状況にあるものと承知しております。さらに、高齢者介護サービス分野における近年の労働力不足を考えると、介護報酬や処遇の改善策は、介護人材の確保のために有効な施策の一つであると考えます。介護保険サービスに係る従事者については、介護事業者連絡会との連携を図りながら、区としての介護人材の確保・定着策を検討してまいります。
44	個人	東京都が「長期ビジョン」を発表し、その中で福祉の担い手を確保するための「人材バンク」の創設を打ち出しました。区役所内にも「福祉人材バンク」(包括支援センターの統合のようなもので)がワークサポートめぐるの隣にあれば良いと考えます。	介護保険課 高齢福祉課 地域ケア推進課	4	東京都事業の創設を注視しながら、区としての介護人材の確保・定着策を検討してまいります。
45	団体	サービスの質の向上の項で、子育て・子育てへの支援についてほとんど触れていません。民間保育所の保育士の給与水準は低く、労働条件も良くありません。保育士の定着率は低く、子どもへの影響が心配されます。今後、私立認可保育所の整備を掲げていますが、そこで働く保育士の確保・育成についても施策を検討してください。	保育課	3	目黒区保健医療福祉計画は、子ども総合計画と整合を図っており子どもに関する施策の一部を掲げています。 区では、私立保育園等で働く保育士の賃金改善を目的として、国・都の補助金を活用した処遇改善のための補助金を交付しています。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
46	議会	目黒区における福祉専門資格取得のための職員への誘導と支援を行ってほしい。	健康福祉計画課	4	福祉の窓口職員においては、制度への理解をより深め専門的な知識を身に付けていくことが求められていると認識しています。今後とも、研修の充実を図るとともに、職員への支援等については検討課題とさせていただきます。
<b>「健康づくりの推進」について</b>					
47	団体	健康寿命の延伸では、歯科、医科とも検診事業は重要だと思います。口腔内の健康は健康寿命に深く関わっていると言われる中、歯科検診のみではなく医科の検診とタイアップしながらの実施など、有機的に結び付けるような実施方法も検討してほしい。	健康推進課 保健予防課	6	区では、歯科及び医科の健(検)診について、受診券の個別通知及び申込制により健(検)診を行っております。各健(検)診については、目的、内容、対象者及び実施医療機関等が異なるため、歯科健診と医科の健(検)診を直接連携することは困難と考えますが、糖尿病の悪化と歯周病は深く関わっていることは認識していますので、ご意見として参考とさせていただきます。
48	議会	予防接種事業の検証を行い、区内の副作用被害を確実に把握し救済してほしい。	保健予防課	6	定期予防接種は、予防接種法に基づいて実施しております。接種後副反応が発症した場合は、平成25年4月1日より定期接種実施要領に基づき医師等から国への報告が義務付けられており、速やかに国から区に情報提供されます。 また、区は予防接種の有効性、安全性、副反応及び健康被害救済制度、その他接種に関する注意事項等について周知し、接種に当たり正しく判断できるよう情報提供をしております。
49	団体	今後は高齢者、障害者、子どもの全ての人にとってスポーツの推進は重要だと思います。保健医療福祉計画の中でも、健康づくりという観点でスポーツ推進を前面に打ち出す必要があるのではないのでしょうか。	健康推進課	2	第3節2健康づくりの推進の施策(1)「健康めぐろ21」の推進において、「健康づくりの中で重要な役割を持つ身体活動・運動については、引き続き庁内関係部局や民間団体等と連携し、事業を推進していきます」としております。「健康めぐろ21」において、運動習慣作り等の施策を進めてまいります。

番号	区分	意見(要旨)	所管課	対応区分	検討結果(対応策)
その他					
50	個人	保健医療福祉計画に資料として付いている「高齢者の生活に関する調査」結果について。調査結果の冊子が別にあり、その中では詳しく記載されていましたが、改定素案に付いている資料は抜粋です。これでは、65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上85歳未満の中期高齢者、85歳以上の後期高齢者の区別が掲載されていないため、全体的なバランスが非常にわかり難いと思います。「報告書の見方」「アンケートの見方」のようなものを載せていただきたい。	健康福祉計画課	1	保健医療福祉計画改定素案では、紙面の都合により、本文中で引用した数値の調査結果を抜粋して掲載しています。 この度の、福祉の3計画を改定するにあたっては、改定作業の基礎資料とするため高齢者や障害者等にアンケート調査を行いました。各調査では、調査結果から年齢別や地域、障害種別の分析などを行っており、調査結果とともに報告書としてまとめています。いただきましたご意見を参考に、各調査報告書についての案内を記載します。
51	個人	各計画事業の年度目標に「継続」という記載が多く見られます。全般的に、数値目標のある事業は良いのですが、事業の内容によっては目標が「継続」では実施したという結果だけになってしまうのではないのでしょうか。本来、単純な実績だけではなく質の評価が重要なので、「どのような効果があった」や「新たな展開に繋がった」というような、実施結果の先の質の評価を意識した事業実施を目指してほしい。	健康福祉計画課	3	本計画では、客観的に評価できるよう出来るだけ数値目標を設定しています。また、「継続」事業においても事業目的が達成されるよう、利用者の声などを聴きながら質を高める工夫を行っていきたいと考えます。